

平成 31 年 3 月 12 日
庁 議 資 料

5 月 1 日における戸籍届出受付臨時窓口の開設について

天皇の即位の日である 5 月 1 日は、新元号の初日と大安が重なり、婚姻届等が通常より多く提出されることが予想されるため、下記のとおり戸籍届出受付の臨時窓口を開設する。

記

1. 開設日時 平成 31 年 5 月 1 日（水） 午前 9 時から午後 1 時まで
2. 開設場所 市役所 2 階ロビー記念撮影パネル横（市民課側）
3. 取扱業務 戸籍届出（婚姻届・出生届）の受付
（※その他の戸籍届出は、通常どおり宿日直室で受け付ける）
記念撮影のサポート
4. 職員体制 市民課職員 2 名